

# 外務委員会・人事委員会連合審査会議録第一号

昭和二十七年三月十二日(水曜日)

午前十四時四十二分開議

## 出席委員

### 外務委員会

委員長 仲内 憲治君

理事近藤 鶴代君 理事佐々木盛雄君

理事戸叶 里子君

菊池 義郎君 北澤 直吉君

栗山長次郎君 飛嶋 繁君

守島 伍郎君 小川 半次君

並木 芳雄君 山本 利壽君

林 百郎君 武藤運十郎君

黒田 壽男君

### 人事委員会

委員長 田中不敏三君

理事田中伊三次君 理事藤枝 泉介君

理事平川 篤雄君

塩田賀四郎君

## 出席政府委員

外務政務次官 石原幹市郎君

外務事務官 大江 晃君  
(大臣官房長)

## 委員外の出席者

外務委員 佐藤 敏人君

会専門員 村瀬 忠夫君

外務委員 会専門員

本日の会議に付した事件

外務公務員法案(内閣提出第四五号)

○仲内委員長 これより外務委員会人事委員会連合審査会を開会いたします。

慣例によりまして私が委員長を勤めますから、さよう御了承願います。

外務公務員法案を議題といたしました。まず政府側より提案理由の説明を求めます。石原外務政務次官。

## 外務公務員法案

### 外務公務員法

#### 目次

第一章 総則(第一條―第四條)

第二章 職階制(第五條―第六條)

第三章 任免(第七條―第十二條)

第四章 給與(第十三條)

第五章 能率(第十四條―第十六條)

第六章 保障(第十七條―第二十二條)

第七章 服務(第二十三條)

第八章 名譽総領事及び名譽領事並びに外国人の任用(第二十四條―第二十五條)

第九章 雑則(第二十六條―第二十八條)

#### 附則

#### 第一章 総則

##### (この法律の目的)

第一條 この法律は、外務公務員の職務と責任の特殊性に基き、外務公務員の職階制、任免、給與、能率、保障、服務等に関し、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の特例その他必要な事項を定め、あわせて名譽総領事及び名譽領事並びに外務省に勤務する外国人の任用について規定することを目的とする。  
(外務公務員の定義)

第二條 この法律において「外務公務員」とは、左に掲げる者をいう。  
一 特命全權大使(以下「大使」という。)  
二 特命全權公使(以下「公使」という。)  
三 政府代表  
四 全權委員  
五 政府代表又は全權委員の代理、顧問及び随員  
六 外務職員

三 この法律において「全權委員」とは、日本国政府を代表して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際会議若しくは国際機関に参加し、若しくはこれにおいて行動する権限を付與された者をいう。

四 この法律において「全權委員」とは、日本国政府を代表して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際会議に参加し、且つ、條約に署名調印する権限を付與された者をいう。

五 この法律において「外務職員」とは、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員のうち外交領事事務(これと直接関連する業務を含む)及びその一般的補助業務に従事する者で、外務省令で定めるもの並びに在外公館に勤務するすべての一般職の国家公務員をいう。  
(外務職員に対する国家公務員法等の適用)

第六條 国家公務員法第九十六條第一項、第九十八條第一項、第九十九條及び第一百條第一項及び第二項の規定は、大使及び公使、政府代表及び全權委員並びに政府代表又は全權委員の代理、顧問及び随員に準用する。この場合において、国家公務員法第九十六條第一項、第九十八條第一項、第九十九條及び第一百條第一項中「職員」とあるのは「大使若しくは公使、政府代表若しくは全權委員又は政府代表若しくは全權委員の代理、顧問若しくは随員」と、第一百條第二項中「所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)」とあるのは「外務大臣」と読み替へるものとする。

第七條 前項に定めるものを除く外、大使及び公使、政府代表及び全權委員並びに政府代表又は全權委員の代理、顧問及び随員の任免その他の身分上の事項及び服務に関する事項については、この法律の定めるところによる。

第八條 外務公務員の官職の格付は、同條及び国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八十号)第十二條の規定にかかわらず、外務職員については、外務大臣が行う。

第九條 外務職員に關し必要な事項は、政令で定める。  
(外務職員に關する法律)  
第十條 外務職員(外務事務次官を除く)は、組織上の名称の外、公の便宜のために国際慣行に従い用いる公の名称として、参事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官及び外交官補、総領事、領事、副領事及び領事官補並びに一等理事官、二等理事官、三等理事官、副理事官及び外務書記という名称を用いることができる。

第十一條 外務大臣は、公の便宜のために国際慣行に従い特に必要と認める場合には、外務職員に対し、前項に掲げる公の名称以外の公の名称を用いさせることができる。  
第十二條 前二項に定めるものを除く外、公の名称に關し必要な事項は、外務省令で定める。  
第十三條 任免  
(外務公務員の欠格事由)  
第十四條 国家公務員法第三十八條の規定に該當する場合の外、国籍を有しない者若しくは外国の国籍を有する者又はこれを配偶者とする者は、外務公務員となることできない。

2 外務公務員は、前項の規定により外務公務員となることができなくなつたときは、政令で定める場合を除く外、当然失職する。

(特別職の外務公務員の任免)  
第八條 大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

2 政府代表及び全権委員並びにそれらの代理、顧問及び随員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

(信任状等の認証)  
第九條 大使及び公使の信任状及び解任状、全権委任状並びに領事官の委任状は、天皇がこれを認証する。

(選考による外務職員の内命)  
第十條 外務大臣は、もつぱら財務、商務、農務、労働等に関する外交領事事務又は特別の技術を必要とする外交領事事務に従事させるためその他特に必要がある場合には、外務省令で定めるところにより、選考によつて外務職員を任命することができる。

(外務職員の昇任)  
第十一條 外務職員の昇任は、外務省令で定めるところにより、試験又は選考によつて行う。

(大使及び公使の待遇)  
第十二條 在外公館の長たる大使及び公使その他在外公館に勤務する大使及び公使は、その在外公館に勤務することを免ぜられたときは、新たに在外公館に勤務することを命ぜられるまで、又は臨時の用務を処理するために外国に派遣されるまでの間、待命となる。

2 待命の大使又は公使は、その待命の期間が一年を経過するときは、その職を免ぜられる。

3 待命の大使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に外務省本省の事務に従事させることができる。

4 待命の大使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の期間中、俸給及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給するものとする。

5 前三項に規定する場合を除く外、待命の大使又は公使は、この法律の適用については、待命でない大使又は公使と異なることはない。

第四章 給與  
第十三條 在外公館に勤務する外務公務員の給與は、在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律(昭和二十七年法律第 号)に基いて支給するものとする。

第五章 能率  
第十四條 外務職員の勤務成績の評定及びその記録に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(研修)  
第十五條 外務大臣は、外務省令で定めるところにより、外務職員に、外務省研修所又は外国を含むその他の場所研修を受ける機会を興えなければならぬ。

(査察)  
第十六條 外務大臣は、在外公館の

事務が適正に行われているかどうかを査察させるため、外務公務員のうち適当と認める者を査察使として派遣することができる。

2 査察使は、査察の結果を遅滞なく外務大臣に文書で報告しなければならない。

3 外務大臣は、前項の報告を受けたときは、その報告に基き必要と認める措置を執らなければならない。

4 前三項に定めるものを除く外、査察に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 保障  
第十七條 外務職員は、勤務條件に關し、外務大臣により適当な行政上の措置が行われることを要求しようとするときは、国家公務員法第八十六條の規定にかかわらず、外務人事審議会(以下「審議会」という。)に対して要求しなければならない。

2 国家公務員法第八十七條及び第八十八條の規定は、前項の要求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。

この場合において、国家公務員法第八十七條中「前條」とあるのは「外務公務員法第十七條第一項」と、「職員」とあるのは「外務職員」と、同條及び第八十八條中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に對し、その職員の所轄庁の長に對

し、」とあるのは「外務大臣に對し、」と読み替へるものとする。

し、」とあるのは「外務大臣に對し、」と読み替へるものとする。

3 前二項に定めるものを除く外、勤務條件に關する行政措置の要求に關する審査の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第十八條 外務職員は、前條の規定による審議会の判定に對し不服があるときは、人事院に對し、再審査の請求をすることができる。

2 国家公務員法第八十七條及び第八十八條の規定は、前項の請求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。

この場合において、国家公務員法第八十七條中「前條」とあるのは「外務公務員法第十八條第一項」と、「要求」とあるのは「請求」と、「職員」とあるのは「外務職員」と、第八十八條中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄庁の長に對し、」とあるのは「外務大臣に對し、」と読み替へるものとする。

(懲戒処分に関する審査)  
第十九條 外務職員が外交機密の漏えいによつて国家の重大な利益をき損したという理由で懲戒処分を受けた場合におけるその処分に關する審査の請求は、国家公務員法第九十條の規定にかかわらず、外務大臣に對してしなければならない。

第二十條 外務大臣は、前條に規定する請求を受理したときは、直ちにその事案を審議会の調査に付さなければならない。

2 審議会は、前項の規定に基いて

事案を調査する場合において、処分を受けた外務職員の請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。

3 口頭審理は、非公開とする。

4 処分を受けた外務職員は、すべての口頭審理に出席し、陳述を行い、証人を出席させ、並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

第二十一條 外務大臣は、前條に規定する審議会の調査の結果に基いて事案を判定し、且つ、その判定に基いて当該処分を承認し、修正し、又は取り消さなければならない。この場合において、処分の修正又は取消をしたときは、その処分によつて当該外務職員が失つた給與の弁済をしなければならない。

第二十二條 前三條に定めるものを除く外、懲戒処分に関する審査の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 服務  
(休暇帰国)  
第二十三條 外務大臣は、在外公館に勤務する外務公務員のうち一又は二以上の在外公館に引き続き勤務する期間(不健康地その他これに類する地域で外務大臣が指定するもの)にある在外公館にあつては、勤務する期間一月につき一月を加算した期間)が四年をこえる者に対し、二月以内の期間(勤務地と本邦との間を往復するに要する期間を除く)で一回に限り、休

息する期間を定めることとする。

暇のための帰国（以下「休暇帰国」という。）を許すことができる。

2 特別の事情がある場合には、休暇帰国の期間は、前項に定める期間に二月以内の期間を加えたものとする事ができる。

3 第一項の休暇は、有給休暇とする。

4 前三項に定めるものを除く外、休暇帰国に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第八章 名譽總領事及び名譽領事並びに外國人の任用  
第二十四條 外務大臣は、審議会の意見を聞いて、名譽總領事又は名譽領事を任命することができる。

(外國人の採用)  
第二十五條 外務大臣は、審議会の意見を聞いて、外務省本省に勤務する外國人を採用することができる。

2 在外公館の長は、外務大臣の許可を得て、当該在外公館に勤務する外國人を採用することができる。

第九章 雜則

(政令及び外務省令)

第二十六條 外務大臣は、第十七條第三項及び第二十二條の規定に基く政令案の立案並びに第十條、第十一條、第十四條、第十五條、第十六條第四項及び第二十三條第四項の規定による外務省令の制定又は改廃を行うときは、あらかじめ審議会の議に付し、その意見に基いてこれをしなければならぬ。

(罰則)  
第二十七條 第四條において準用す

る国家公務員法第百條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の規定に違反する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのおかし、又はそのほう助をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(国外犯罪)

第二十八條 国家公務員法中外務職員に關して適用される罰則の規定及び前條の規定は、国外において当該各條に掲げるいづれかの罪を犯した者にも適用する。

附則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日（昭和二十七年四月一日）までに同條約が効力を生じないときは、同日）から施行する。但し、第二十六條及び附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

2 第十九條から第二十二條までの規定は、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員で外務公務員でないものに準用する。この場合において、第十九條、第二十條第二項及び第四項並びに第二十一條後段中「外務職員」とあるのは、「外務省本省に勤務する一般職の国家公務員で外務公務員でないもの」と読み替へるものとする。

3 国家公務員法の一部を次のように改正する。  
第二條第三項第十一号を次のように改める。  
十一 大使及び公使、政府代表及び全權委員並びに政府代表又は全權委員の代理、顧問及

び隨員  
4 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。  
第二十條の次に次の一條を加える。  
(在外公館に勤務する職員等の特例)

第二十條の二 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。但し、その特例は、本章の規定の趣旨に適合するものでなければならぬ。

5 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。  
第十四條中「外務省研修所」を「外務人事審議會（以下「審議會」という。）及び外務公務員法（昭和二十七年法律第...号）及び他の法令に基いてその権限に属させられた事項をつかさどる。

2 審議會は、前項の規定によるの外、外務公務員の給與その他勤務條件に關し必要な資料を適時外務大臣に提出し、及び外務大臣の諮問に應じてその意見を答申することができる。

3 審議會は、委員五人で組織する。

4 委員は、外務公務員である者のうちから一人、人事院職員である者のうちから一人及び学識経験のある者のうちから三人を、外務大臣が任命する。

5 前各項に規定するものを除く外、審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十六條中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）」を「外務公務員法及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）」に改める。

○石原（幹）政府委員 外務公務員法案の提案理由を御説明いたします。昨年九月八日にサンフランシスコにおいて、大多数の連合国とわが国との間に署名調印されました平和條約は、いよいよ近い将来において効力を生ずる見込みであります。この平和條約の効力発生に伴いまして、わが国と諸外国との間には正常なる外交關係が回復いたし、国内におきましては、各外国ミツションとの間に自主的な外交的活動が行われるようになり、また国外におきましては、従来設置されておりました在外事務所にかわつて大公使館や領事館が設置されて、各所在国との間に外交領事事務を開始するようになり、外務省は国の内外を通じてその本来の機能を發揮することとなるのであります。

御承知のように、外務省に勤務する国家公務員のほとんどすべては、他の国内行政官庁において勤務する国家公務員と異なり、國際的な、対外的な性格を持つておりまして、その人事行政は本省勤務と在外勤務とを通じて一本

にまとめた特殊なものとする事が、外交活動を民主的に、かつ能率的に行うために、ぜひとも必要なのであります。従いまして、国家公務員の中で外務省に勤務するものの特殊性を加味した身分關係法規の必要を痛感いたし、政府はここに外務公務員法を制定し、国家公務員法の特例その他を規定し、もつて外交再開後における外交領事事務の民主的な、かつ能率的な運営を保障しようとするものであります。

以上がこの法律案を提案いたします理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いする次第であります。

○仲内委員長 次いで本案に關する逐條説明を求めます。大江政府委員。

○大江政府委員 ただいまから外務公務員法案の内容について御説明申し上げます。ただいまの提案理由の説明で申し上げました通り、外務公務員の職務と責任の特殊性に基きまして、国家公務員法の中に特例を設けることが必要となりまして、まずその特例を定めるということが第一点でございます。

次に大使、公使あるいは全權委員というような、外務大臣のもとで外交事務に従事いたします特別職の身分につきましまして定めるところが第二点でございます。次に名譽總領事あるいは名譽領事というようなのは、これは外務公務員ではないのであります。これは雇用關係あるいは契約關係として外務大臣の管理のもとにあるというやうな意味におきまして、また領事事務とも關連がおります關係上、この法律の中に規定をいたしたやうなわけでありま

この三つの点から大体この法律案はなつております。従いましてたたいま申し上げましたように、外務公務員法の特例以外のことも規定いたしてありますので、外務公務員特例法と言わずに、単に外務公務員法案と名づけて、大体外務公務員法の規定の順序によつて配列してある次第でございます。以下逐條的に御説明を申し上げます。まず第一章の總則、第一條におきまして、この法律の目的を定めておるのでございますが、これはただいま申し上げましたように、第一は外務公務員につきまして、国家公務員法の特例その他必要な事項、その他必要な事項と申すのは、大使、公使等の特別職に関するものでございませう。次に、名譽總領事及び名譽領事並びに外務省に勤務する外国人の任用について規定をいたして外務省が、ここで外務公務員とは、第二條で定義しておるのでございまして、これは後ほど御説明申し上げます。また国家公務員法の特例その他の必要な事項と申すのは、一般職の国家公務員である外務公務員につきましては、特例を定めると同時に、特別職の国家公務員である外務公務員につきましては、必要な事項を定めるといふ意味でございませう。

第二條は、外務公務員の定義を定める規定でございますが、大体ここにあげております項目について申し上げますと、特命全權大使、特命全權公使、政府代表、全權委員、政府代表または全權委員の代理、顧問及び随員、外務職員、こういうふうになつておりますが、最初の特命全權大使、特命全權公使は問題ないと思ひますが、政府代表、全權委員につきましては、第二項、及び第三項においてその権限の差を説明してあります。すなわち政府代表は、特定の目的をもちまして日本政府を代表して外国政府と交渉する、または国際会議もしくは国際機関に参加して、政府を代表して行動する権限を付與せられております。全權委員に至り同時に、同じような職務を遂行いたしますと同時に、條約に署名調印する権限を付與されたもの、これを全權委員といふふうにはつきり規定しておるのであります。次に外務職員というものを明白にいたします規定が第四項にございませう。これは一般職の国家公務員の中で、在外公館に勤務いたします者は全部にございませう。本省に勤務いたします者につきましては、外交領事事務及び一般的補助事務に従事する者の中で、外務省令で定める者、これを外務公務員といひまして、そのほかの純然たるいわゆる普通の国家公務員と同じ仕事をいたす者は、これは外務公務員とはいはざないといふことを規定しているわけにございませう。その結果、本省の中には外務公務員と外務公務員でない国家公務員とが勤務しておるといふことになりませう。そうしてこの區別は人事院で定めます職種その他の等級を検討いたしまして、外務省令で明らかにならざらないといふふうには考へております。

第三條は、外務職員に對しまして、国家公務員法その他の法律、命令を適用するに對しての規定にございませう。これはこの法律が外務職員に對しての特例法でありませう關係上、特例を定めない点につきましては、当然一般職の国家公務員法の規定が適用されるということをやつたものであります。第四條は特別職の外務公務員、すなわち大使、公使あるいは政府代表、全權委員、顧問以外外務職員以外のいわゆる特別職の外務公務員に對しまして、国家公務員法中の特定の條項を準用する規定を定めたものでございませう。本條によりまして、特別職の外務公務員に準用されませう規定は、国家公務員法第九十六條第一項、すなわち国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するといふような点、あるいは第九十八條第一項、すなわち法令及び上司の職務上の命令に忠実に従ふ義務、あるいは第九十九條の官職の信用を傷つけない、あるいは官職全体の不名誉になるような行為をしないといふ義務、また第百條第一項及び第二項の秘密を守る義務、こういう事項につきまして、特別職の者に適用があるといふことを定めたものでございませう。

次に第二章の職階の說明に入りませうが、第五條におきまして、外務職員の官職の格付をするといふことを規定したのでございませう。これは外務職員につきましては、外務大臣が最もよく事情がわかつておる外務職員が、海外に勤務をいたします關係上、他の国家公務員法と同様な格付といふことはなかなか困難でございませう、これにつきましては、外務大臣がこれをやるといふことになつております。外務職員の官職の格付の格付につきましては、十分人事院規則その他の点を考慮いたしまして、將來政令で定めるといふことになつております。第六條の外務職員の公の名稱の規定に移りませう。この規定は實際国内的の問題より、むしろ國際慣習上必要とい

たしまして定めたものでございませう。公の便宜のために國際慣習として認められております參事官、一等書記官、二等書記官、こういう名稱を用いることができるということになつております。従来はただ外務事務官何々課長といふようなことでもございませうが、將來は正確に申しますと、何級外務職に呼ぶことができる。これは国内におきまして、在外大使館、公使館との折衝、その他の上におきまして必要であるといふ見地から、こういうふうにした次第でございませう。第二項は、外務大臣は公の便宜のために國際慣行に從ひ、特必要と認める場合には前項に掲げる名稱以外の公の名稱を用いさせることができる。これは電信あるいは財務あるいは通訳といふような特殊の専門事項に關しまして、電信官あるいは財務官、こういうような名稱を與へることができるといふことをうたつたものでございませう。次に第三章の任免の說明に移りませう。第七條は外務公務員の欠格事由を定めた規定にございませう。国籍を有しない者または外国の国籍を有する者あるいはこれを配偶者とする者は、外務公務員になることができないといふ規定にございませう。これは配偶者の場合につきましては、外国人を配偶者にすることができないといふわけではないのであります。その外国人が日本の国籍を得まして、外国の国籍を廢除いたしましたならば、結婚はできるのでございます。第二項はただいま申し上げましたようなことにおきまして、政令をもつて特定の場合を規定するといふことになつております。次に第八條の任免の規定にございませう。第八條におきましては、大使及び公使の任免は、外務大臣の申出によりまして内閣がこれを行い、天皇が認証するといふことを定めております。外務大臣が申出するといふことは、外務大臣が特定の人を大使または公使に任命することにつきまして、内閣に對して意思表示をいたすといふことでもございませう。この外務大臣の申出によりまして、内閣がこれを認証するといふことになつております。また第二項の規定におきまして、政府代表、全權委員あるいはこれらの代理、顧問の任免も、同じく外務大臣の申出によつて内閣が行うといふことに規定いたしましたのでございませう。第九條は信任状、解任状、全權委任状及び日本の認証について定めてございませう。日本の憲法におきましては、第七條の第五号におきまして、全權委任状及び信任状は天皇が認証することを規定しております。また第八号におきまして、法律で定めるその他の外交文書を認証することを規定しておるのであります。これを憲法と重複いたしますけれども、これを書きましてその均衡をとります關係上、全權委任状及び大公使の信任状について認証を認めますと同時に、解任の方でもここに列記した次第でございませう。次に第十條の外務職員の選考による任命の規定を御説明いたします。外務職員任命は、原則といたしましては、国家公務員法の規定によりまして、試験を行つてやるというものが原則にございませうが、財務、商務あるいは

農務、こゝろ特殊の専門的な知識を要する場合、または電信とか通訳とかいうような特殊の技術を要する場合はこの試験によらずに、選考で任用ができるというのを定める必要がある。また特別職の大使、公使が再び本省の幹部にもどつて来るという場合には、任用ができることを定めた規定でございませぬ。これらの選考基準を定めるものは外務省令でございませぬ。これは後に申し上げます外務人事審議会の議に付して、その意見に基いて定めて行くことになつておるのでございませぬ。

次に第十一條は外務職員の昇任についての規定でございませぬ。国家公務員法の規定によりますと、一般職員の昇任は競争試験によることになつておる。また選考によります場合は、人事院の定める基準によることになつておる。外務公務員につきましても、在勤地が外国でもございませぬ、あるいは本省というふうにおかれておる。一斉に昇任の試験をするというふうなこともなかなか困難でございませぬ。こゝろから、別に外務省令を定めることによりまして、試験または選考によつてこれを行うことになつておる。次に第十二條は大使及び公使の任命の制を規定したものでございませぬ。従来は任命制度と申しますのは三年でございませぬ、これはある種の恩惠的の意味が含まつておつたようであらう。が、今回の任命制度はそういう趣旨ではないのでございませぬ、これは大使及び公使の人事異動を円滑に操作する

という目的のためにいたした次第でございませぬ。御承知のように、大使の任命にアグレマンを必要といたしますので、甲乙丙の三國の大公使を一斉に更迭するというような場合にございませぬ、アグレマンを求めるときは、いづれ、食ひ違ひを来すことがございませぬ。今回の規定によりますと、大使が在外勤務を免ぜられませぬ、職を失うということが原則になつておる。その場合任命制度がありませぬと、このアグレマンの遅れておる大使は職を失うというふうな結果を来します。これを円滑にいたしますために、一年の任命の期間を設けたのでございませぬ。またこれは同時に、特別の必要のある場合に臨時に本省の事務に従事させる必要が予見せられますので、このためにも一年間の任命を認めおるわけにございませぬ。第四項に規定をいたしてございませぬ。本省で臨時に勤務いたします場合は俸給の全部、またそれ以外の場合は、任命の期間中は俸給及び勤務手当の百分の八十を支給するということになつておる。

次に第四章の給與の説明に移ります。第十三條は、在外公館に勤務する外務公務員の給與は、在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律に基いて支給することになつておる。これはただいま大蔵省と細目について詳細打合せしておりますが、いづれまた本国会に提出して、御審議を願うというふうな考へておる。

次に第五章の能率の説明に移ります。第十四條におきまして、勤務成績の評定について定めておるが、こ

れも外務公務員が本省と在外公館とわかれて勤務しております。特殊な事情からかみましまして、外務省令で必要な事項を定めるといふことになつておる。第十五條は、外務職員の研修について規定をいたした次第でございませぬ。すでに外務省には研修所を設けて、外務職員の新しく入つた者の教育あるいは再教育ということをやつておる。その中で、今回の外務公務員法の中に、外務職員に外務研修所あるいは外国を含むその他の場所での研修を受けることができるということをはつきり規定した次第でございませぬ。

第十六條は、査察の規定でございませぬ。これも従来から査察制度は行われておつたのでございませぬ。これは国家公務員法にはこういふ規定がありませぬが、外務省はやはり遠く海外に在勤地がございませぬので、どうしてこの査察をはつきりやるということを定める必要がございませぬ。今回の外務公務員法の中にこれをいれ、制度化した次第でございませぬ。第十七條は、保障の規定でございませぬ。第十七條におきまして、勤務条件に関する行政措置の要求についての特別を定めよう。国家公務員法によりまして、公務員は、俸給、給料その他の勤務条件に關しまして、人事院に要求する権利を持つておるのであります。ところが、外務職員につきましまして、今回の公務員法の規定によりまして、人事院に要求する前に、まず外務大臣に行政措置を要求することが適切であるというふうな考へを認め、まず外務大臣に対する前審を認めるという規定を書いたものでございませぬ。

第十八條は、ただいまの規定を受けまして、外務人事審議会の判定に不服であつた場合に、人事院に対して再審査の要求ができるということ規定したものでございませぬ。それでありませぬ。外務職員が第十七條の規定で、まず外務人事審議会に對しまして、外務大臣によつて適切な行政上の措置がとられることを要求することができると同時に、その要求に基きました外務人事審議会の判定に不服な場合には、国家公務員法と同じく、人事院への要求ができるということになつておる。

第十九條は懲戒処分規定でございませぬ。外務職員の一般の懲戒に關しましては、もちろん国家公務員法の適用によつて処分を受けるのでございませぬが、外務職員の外交機密の漏洩という点につきましては、外交の機密保持あるいは国際関係というふうな面を考慮いたしまして、この外交機密の漏洩によつて、國家の重大な利益を毀損したという理由で懲戒処分を受けた場合は、この処分に関する審査の請求は外務大臣に對してやるということに規定したのが第十九條でございませぬ。この規定は、前に述べました行政上の措置の人事院に對する前審規定とは違ひまして、これは外務大臣が最終的に決定する。そのいふ／＼な手続は第二十條の第二、第三、第四項に書いてございませぬ。これは口頭審理では非公開ということによつて機密を保持する建前をとつておる。

第二十一條は、この処分結果に對しまして、外務大臣がこれを修正したような場合に、当該外務職員に對して

併済をするというふうな規定でございませぬ。第二十二條は、この懲戒処分の審査の手続に關しまして、政令で定めることをうたつておる。

次に第七章の服務の説明に移ります。第二十三條におきましては、従前は外務省におきましては、賜暇帰朝というふうな制度がございませぬが、今回は、賜暇帰朝という制度にいたしまして、同一の在外公館に引續いて四年勤務した者は二箇月これを認めておる。また不健康地その他外務大臣の指定する在外公館につきましては、二年間引續いて勤務しております。二箇月というふうな、休暇帰朝の規定を設けた次第でございませぬ。第三項におきまして、この休暇は有給休暇ということになつておる。この二箇月の間は、在勤地の支給も行われるということになつておる。これは結局在外公館に本拠と申しますか、住居を残して来たという関係もございませぬ、またその場合、家族を置いて来るというふうな場合もありまして、在勤地も支給できるといふことになつておるのでございませぬ。第四項におきまして、これらの休暇帰朝に關しまして必要な事項は、外務省令で定めるといふふうな規定しております。

次に第八章の名譽總領事及び名譽領事並びに外国人の任用の点でございませぬ。これは先ほども申した通り、名譽總領事、名譽領事は外務公務員ではないのでありまして、一種の雇用関係でございませぬ。外務大臣の管理下にあるというふうな観点から、また仕事も領事事務と関連もございませぬ。

第一類第五号附屬の一 外務委員会・人事委員会連合審査會議録第一号 昭和二十七年三月十二日

すので、この法律の中に加えたのでございませう。これに書いてございませう。外務大臣が任命するということになつております。

第二十五條は外国人の採用でございますが、本省あるいは在外公館におきまして、外国人が勤務するということとはしばしばあるところでございます。将来もそういうことが予想されますので、ここにこの規定を置かしまして、本省に勤務いたします場合には、外務大臣が外務人事審議会の意見を聞いて採用する。在外公館に勤務する場合には、第二項で規定しておりますように、外務大臣の許可を得て在外公館長が外国人を採用することができるということにしておる次第でございます。

次に第九章の雑則でございますが、第二十六條におきましては、先ほどから御説明いたしました政令案の立案、外務省令の制定または改廃、こういうものは審議会の議に付して、その意見に基いて行ふ必要があるということを決める規定でございます。身分関係に關する重要な事項を定めておるところの、ここに列挙しました各條の政令あるいは省令は、あらかじめ外務人事審議会の議に付して意見を求め、そうしてこれをしなければならぬということになつております。採用であるとか、教育であるとか、あるいは昇進であるとか、こういうふうな身分関係の規定につきまして、政令または省令をつくる場合に、外務人事審議会の議に付するということになつておるのでございます。

第二十七條は罰則を定めたものでございまして、これは国家公務員法と照

合いたしました。罰則を設ける必要があるものでございませうが、特別職の外務公務員に対して、国家公務員法の罰則の規定が適用せられる、これは国家公務員法第九條第十二号と対応するものでございまして、国家公務員法第九條第一項及び第二項の規定に違反して秘密を漏らした者、あるいはかかる行為を企てる、あるいはこれを容認する、あるいはこれにつきまして一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処する旨定めてあります。これも国家公務員法と同じような規定でございます。第二十八條は国外犯罪につきまして定めたものでございまして、外務公務員は在外に勤務する機会が非常に多うございませうから、国外犯罪も、当然これは罰しなければならぬというので、この規定を置いてそれを明らかにしたものでございませう。

以上が外務公務員法の本則の説明であります。次に附則といたしまして、第一項におきましては、この法律の施行期日につきまして規定しております。すなわち平和條約の最初の効力発生の日、この法律施行の時期であります。四月一日までには平和條約の効力が発生しないときは、それを待たずに四月一日から施行する。これはもうすでに在外事務所各地に大分できておりますので、實際上在外公館に近しい活動をいたしております関係もあり、もう四月一日からこの外務公務員法の適用を受けてさしつかえないというふうな考ふる次第であります。但書につきましては、先ほど申しました政令、省令の制定あるいは後に述べます外務人事審議会、こういうふうなものは、ただちにいろいろ準備をする関係上やる必要があるというために、これが書かれておるのであります。第二項は外国機密の漏洩によりまして国家の重大な利益を毀損したという場合、審査の請求について第十九條から第二十二條までの規定を外務公務員以外の外務省職員に準用するのでございます。これは本省におきます外務省職員で、先ほど申しました通り、外交領事事務あるいはこれに対する補助業務以外の純然たる国家公務員と同じような仕事をなさる者、これは外務公務員から除くということになつておりますから、そういうような場合に国家公務員が機密漏洩をやつた場合の規定をこの中にうたつたものでございませう。

第三項は国家公務員法の一部を改正する規定でございます。これは大使、公使のほかには政府代表及び全権委員並びに政府代表または全権委員の代理、顧問、随員、こういうものを特別職の中に加えるというふうな国家公務員法を改正する規定でございます。第四項は国家公務員災害補償法の一部を改正する規定でございます。外務省におきまして、外務公務員が災害を受けました場合に、これが適用されるようにするために設けた規定でございます。但しこれは一般職の外務公務員でございます。特別職である大使、公使につきましては、国内の国家公務員の特別職の場合におきましても、そういう災害補償の規定はない、別個の法律によりまして補償が與えられるということになつておりますから、この中にはうたつてないのでございます。第五項は外務省設置法の二部を改正いたしました。ここに外務人事審議会というものを設けるという規定

いたしましたものでございます。外務人事審議会につきましては次項に規定いたしておりますが、外務人事審議会の大体おんなじ事と申しましては、先ほどから御説明いたしました通り、外務公務員法に基きましていろいろな法令あるいは政令、省令に關して意見を述べ、次にまた勤務条件等に關して必要な事項を外務大臣に答申する、こういう二つの大きな使命がございませう。そして審査会は委員五人で組織せられまして、一名は外務公務員である者の中から、他の三名は学識経験者の中から任命いたしまして、合計五人でこれを組織することになつております。なお外務人事審議会に關して必要な事項は政令でもつてこれを定めることができることになつております。以上が大体外務公務員法全般の説明でございますが、なお説明につきまして不十分な点、あるいは詳細説明を要します点につきましては、御質問に對してお答えをいたしたい、こう考えております。

○ 仲内委員長 本日の連合審査会はこの程度といたしまして、次回の連合審査会は明後十四日午前十時に開会いたします。

なお外務委員の方々に申し上げますが、外務委員会はただちに再開することといたしますからさよう御承知願います。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十九分散会

昭和二十七年三月十五日印刷

昭和二十七年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局